

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	筒井	西
教育長	英	三
会計管理者	谷	良
総務課長	西	久
財政課長	中	一
住民課長	吉	勝
産業振興課長	熊	一
産業振興課専門幹	蛭	晴
建設課長	升	裕
診療所事務長	尾	英
教育次長	尾	孝
農業委員会事務局長	松	充

司 三 昭 司 市 也 信 也 之 一 敏 三

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

岩 大
坪 田
百 一
合 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成二十三年九月二十一日（水曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（岩坪義光議員・伊藤忠之議員）
- 第二 議案第五〇号 平成二十二年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について
- 第三 議案第四四号 小値賀町医療保健職員住宅の設置及び管理に関する条例案
- 第四 議案第四五号 小値賀町介護予防センターの設置及び管理に関する条例案
- 第五 議案第四六号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第六 議案第四七号 平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）
- 第七 議案第四八号 平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第八 議案第四九号 平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）
- 第九 議案第五一号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第十 議案第五二号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 第十一 発議第一号 教育予算を充実し、三十人以下学級の実現を求める意見書案
- 第十二 総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告
- 第十三 産業建設常任委員会の所管事務調査報告
- 第十四 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十五 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十六 広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十七 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前九時三十分開議

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、八番・岩坪義光議員、九番・伊藤忠之議員を指名します。

日程第二、議案第五〇号、平成二十二年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第五〇号については、決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員会委員長に報告を求めます。

なお、この件に関しましては、小値賀町議会委員会条例第十一条第一項の規定により、決算特別委員会副委員長に報告を求めます。

決算特別委員会副委員長

決算特別委員会副委員長（末永一朗） おはようございます。

決算特別委員会審査結果報告、本委員会に付託された事件について、審査の結果を会議規則第四十一条の規定により報告します。

一の委員会を開いた年月日及び場所、二の出席した委員の氏名、三の欠席した委員の氏名、四の出席した委員外の議員の氏名、五の職務のために出席した者、六の説明のため出席した者につきましては、報告書に記載のとおりです。第七、付託を受けた事件の件名及び第八、会議に付した事件の件名は、議案第五〇号、平成二十二年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてであります。

審議の経過及び結果を申し上げます。

本委員会は、九月十四日及び九月十五日の二日間会議を開き、各会計歳入歳出決算書、財産に関する調書、監査委員審査意見書及び主要施策の成果報告書に基づき、質疑を重ねました。質疑の主なもの、報告書に記載のとおりです。

慎重に審議した結果、議案第五〇号については、賛成全員により、これを認定すべきものと決しました。

その他、今回の決算に対する意見として、滞納問題、徴収事務については戸別訪問など、執行部の努力で成果が上がっていることは認められるが、依然として未済額が増加の傾向にあります。国勢調査の結果に伴い、今後、地方交付税の減額が予想され、財政運営が厳しくなると推測される中で、限られた予算を有効に執行するためにも、町税等の貴重な自主財源を確実に確保していくことは言うまでもなく、納税者の公平を期する上からも今後とも徴収努力を望むという意見もありました。

今回、予備費からの充用が例年に比べ多く見受けられたとの意見がありました。充用した理由とその充当項目には十分な注意が必要です。

二十二年度の決算は、財政状況は随分と改善されました。その要因になったのが、きめ細かな臨時交付金、住民生活に光をそそぐ交付金等の繰越事業で、インフラ整備や古民家事業を中心とした交流人口の増加という面では、効果も見られ評価できる決算であったとの意見もありました。

また、Uターン事業については、徐々にではあるが、その成果は上がって来ているようで、今後も期待していききたいとの声もありました。

今回、二日間の決算特別委員会を開催しましたが、随所に健全な財政運営を維持していくための努力がみられ、経常収支比率は平成八年度以降、八〇%を超えていましたが、二十二年度は七三%、実質公債費比率も一三・七%まで改善され、財政健全化指標の数値は良好なものとなっています。今後とも一層の事業の効率化、予算の見直しを積極的に進め、安定した町財政の堅持を期待します。

今回の委員会での質疑や意見等がこれからの予算編成とその執行に反映されることを望みます。

以上、決算特別委員会審査結果報告を終わります。

議長（立石隆教）　これで報告を終わります。

お諮りします。

本件については、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、質疑を省略します。

これから、議案第五〇号、平成二十二年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 私は、平成二十二年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定に賛成をいたします。

一般会計においては、本財政運営においては、経常収支比率は町村にあつては七〇%程度が適当とされ、前年度の八〇・六%から七・二%減少し、七三・四%になり、公債費比率も一二%から一三%を超さないことが望ましいとされているが、本町の公債費比率は五・八%で債務負担行為を含んでも九・〇%になっており、行財政改革において退職者の不補充や職員の人件費の抑制によるもので、各職員の努力の結果であると思えます。

今後も厳しい地方財政の中で、一層の努力を望むものであります。

歳入においては、地方税の減少の中で、自主財源は歳入総額の一二・五%と極めて低く、依存財源の八七・五%に頼らざるを得ない状況の中であります。今後は、第一次産業、観光事業において就業者の増加や交流人口などの施策を講じて、自主財源の増を図っていかねばならない。

歳出においては、公債費の減少と平成二十一年度からの繰越事業が行われ、また、基金への積立金も前年度並みに行うことが出来ましたが、不用額が一億二千七百二十一万円と前年度より八千九百八十一万円の増となっております。今後、各課との連携を図り予算措置を望むものであります。

特別会計においては、一般財源からの繰入金も二億一千八百万円と前年度より大きく減少しております。健全な運営を望

むものであります。

以上、議案第五〇号、平成二十二年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定に賛成をいたします。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五〇号、平成二十二年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、『認定』とするものです。

お諮りします。

この委員長報告のとおり、認定するというところに、賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第五〇号、平成二十二年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

以上をもちまして、決算認定は終了しましたので、決算特別委員会は廃止することにします。

坂木、岩坪両監査委員さん、決算特別委員会委員の皆様におかれましては、大変ご苦勞様でございました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	九時	四十一分	—
—	再開	午前	九時	四十一分	—

議長（立石隆教） 再開します。

日程第三、議案第四四号、小値賀町医療保健職員住宅の設置及び管理に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

議案第四四号、小値賀町医療保健職員住宅の設置及び管理に関する条例案について、ご説明いたします。

福祉、医療の充実で「安心で住みよいまちづくり」を目指す中、近年、町立診療所や健康管理センターで採用する職員について、町外から採用するケースが増えつつある中で、職員定数を確保して、住民の保健サービスに万全を期す責務上、町外からの職員の受皿体制の整備が、以前から指摘されておりました。今回、きめ細かな交付金事業で医療保健職員住宅四戸の整備ができましたので、地方自治法第二百四十四条の二第一項の規定により、本条例をご提案するものでございます。

また、同時に診療所の医師住宅二戸についても、設置条例がありませんでしたので、この際、一元化を図りたいと考え、一緒にご提案をしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

なお、詳細については、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、適正なご判断を賜りますよう、お願いをいたします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） それでは、条文の方の説明をいたします。

第一条につきましては、設置の趣旨でございます。

第二条は、名称と位置を診療所横の医師住宅二棟とグループホーム暖家横の医療保健職員住宅四棟と定めております。

第三条は、入居の資格関係で、原則として診療所、健康管理センター職員と定めております。

第四条は、入居の決定選考関係を定めております。

第五条は、使用期間関係について定めております。

第六条は、住宅の使用料関係で、別表で医師住宅一万円、医療保健職員住宅を八千円と定めております。

第七条は、使用料の納付関係を定めております。

第八条は、入居者の費用負担義務を定めております。

第九条は、入居者の管理義務関係を定めております。

第十条は、入居者の権利譲渡の禁止を定めております。

第十一条は、用途外使用の禁止事項を定めております。

第十二条は、住宅の入れ替えに関する定めてございます。

第十三条は、明け渡し請求に関する定めてございます。

第十四条は、工作物の処理に関する定めてございます。

第十五条は、立ち入り検査に関する事項を定めております。

第十六条は、委任規定を定めております。

附則としまして、本条例を公布の日から施行するとしております。

以上で、内容の説明を終わります。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

近藤 議員

一番（近藤育雄） 住宅使用料の設定についてなんですけども、今一万円と八千円ということをお聞きしました。別表にありますけども、ちよつと私の感じでは少し安いような気がするんですけども、この使用料については、どこかの近隣自治体とかそういった同様な施設とか、そちらの方を参考にされているのかどうか、伺います。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えをいたします。

この使用料の設定につきましては、医師住宅につきましては昭和五十九年に新築されておまして、二十六年が経過し、現在一万円という、そういう料金を徴収しておりますので、そういうような状況で据え置いた方が良くないかということで一万円というふうにご設定しております。

それから、医療保健職員住宅につきましては、町立診療所のある所の職員住宅、そういったものを設置しているところを色々調査いたしましたけども、その中で大体これぐらいの金額が一番多いという、そういうようなところを判断いたしました、八千円というふうにご設定したところです。

また、この住宅の設置目的が町外からの職員採用、そういったことで医療保健の充実を図るといふ、そういうような目的

もあつたものですから、ある程度、金額を抑えめにして利用しやすい、そういったような状況が良いんじゃないかというふうに判断したものです。

議長（立石隆教） 近藤議員

一番（近藤育雄） 多分、そういう配慮があつたと思います。

一緒に聞けばよかつたんですけれども、職員住宅の方の間取りなんですけれども、二DKぐらいなんでしょうか。それとですね、配偶者を連れて来ても住居、居住可能なかどうかをお尋ねしたいんですが。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） 建設事業に携わりますので、建設課の方から答弁させていただきますけれども、各一戸一戸の四戸ありますけれども、床面積が五七・九六平米で、確か二DKだったと思います。一応、私も完成して中にちよつと入つて見たんですけれども、家族が島外からちよつと遊びに来るとかですね、そういうことで四人ぐらいは充分暮らせるのじゃないかなというふうに感じました。

議長（立石隆教） 配偶者も良いのかという質問、入れるのかという質問出ております。答弁漏れです。

住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

配偶者につきましても、入居可能ということで考えております。

議長（立石隆教） 近藤議員

一番（近藤育雄） これは別件になるのかな。医師の方の住宅の管理が今回この条例に定められたということで、お尋ねします。今現在、医師住宅一棟空いてますよね、一棟空いてますけれどもですね、管理の面ということで、今の現状がちよつと外から見た時にみすぼらしいんですよね。というのは、南側だから、養寿園側から見た時に、実際、私、今日見て来たんですけれども、二階の窓の障子が破れてですね、養寿園側の方から丸見えなんですよね。そこは、管理的に入居してからやるのか、今、ちよつとみすぼらしいから手を入れるのか、外庭もですね、夏草が生えてますね。医師二名確保しようという時に、受け入れ態勢の細やかな配慮という面で、ちよつと如何かなと思つたものですから、お尋ねします。

議長（立石隆教） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

障子等の破損につきましては、一応、医師の入居の際に綺麗にしたいと思っております。

また、外庭の草につきましては、一度七月に刈ったんですけど、またちよつと生えてまして、また後日もう一度、除草の方を行いたいと思っております。

議長（立石隆教） 近藤議員

一番（近藤育雄） 入居の際にというよりもですね、何とか…。一回、診療所事務長、見られましたですかね。私は、町民の人から聞いたんですよ。ちよつと見に行ってみると言われて、実は見に行っただんですけども、そういう状況あるんで、どうなんでしょうかね。これも即効性が良いんじゃないかという気はしますけど。

議長（立石隆教） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 町民の見た感じが悪いということでしたので、早急に対処したいと思います。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

八番（岩坪義光） 第四条の入居の決定選考ですね、「困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。」と四条には書いてありますけど、実情を調査しながら…。これは選考委員が何か作ってやるんでしょうか。ちよつと伺います。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この入居に関しましては、関係担当の課長クラスそういったところで、申込があつた方については協議検討してから決定をしたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四四号、小値賀町医療保健職員住宅の設置及び管理に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四四号、小値賀町医療保健職員住宅の設置及び管理に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第四五号、小値賀町介護予防センターの設置及び管理に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第四五号、小値賀町介護予防センターの設置及び管理に関する条例案の提案理由をご説明いたします。

従来は、福祉センターに併設されておりました図書館部分については、図書館の移転により空室となった施設の利活用につきましても、暫定的に高齢者の健康教育等に利用しておりましたが、平成二十年九月に老人クラブ連合会から、町部の老人クラブの集会施設や高齢者の趣味や交流、運動教室の場として整備活用を要望され、また、社会福祉協議会からは、リハビリ施設や介護予防施設としての要望があつておりましたが、具体的な整備ができるまでの暫定的な手段として、現在、週一回の高齢者の健康教室等に利用しております。

旧幼稚園への図書館移転により、空き施設となり、このたび、住民生活に光をそそぐ交付金事業で小値賀町介護予防センターとして整備をいたしております。

今後、新たな高齢者の介護予防の拠点施設としての活用を図りたいと思いますので、センターの設置及び管理条例を定めるため、議会の承認を求めるところでございます。

これによりまして、地区で公民館がない町部の高齢者が定期的に集い、運動や各種の趣味を活かした介護予防活動の場が確保されることとなります。

この施設では、高齢者の方が気楽に気軽に、そして思い思いで集まってもらい、楽しく過ごしてもらおうことよって閉じこもり防止と共に、要介護の防止を図る事業を展開する予定でございます。運営は、住民課の地域包括支援センターが当面行なうことしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

なお、詳細については、担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） それでは、条文の説明をいたします。

第一条は、趣旨の定めてございます。

第二条は、施設の設定目的を定めております。

先程、町長が申し上げましたように、高齢者の閉じこもりや介護予防のための施設としております。

第三条で、名称を小値賀町介護予防センターとしております。

第四条は、この施設で行なう事業の内容を定めております。

第五条は、施設の開館時間と休館日を定めております。

第六条は、利用の許可の方法等を定めております。

第七条は、利用の許可制限について定めております。

第八条は、利用の許可取消事項を定めております。

第九条、利用料ですが、介護予防事業で使う場合は無料で、それ以外の目的で利用する場合は、別表のとおり、リハビリ

室を四時間で一千円、集会室を五百円としております。

第十条は、利用料の減免を定めております。

第十一条は、損害賠償を定めております。

第十二条から第十七条までは、指定管理規定で、当面は町が運営を行なう計画ですが、今後のことでもありますので指定管理者を設置した場合の各種規定と読み替え規定を定めております。

第十八条は、委任規定を定めております。

附則として、本条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、内容の説明を終わります。

なお、規則案を参考に添付いたしております。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

近藤 議員

一番（近藤育雄） 条例からは中々、中の設備というのが見えてこないんですけど、今、課長の説明でリハビリ室と集会場というのは見えてきました。老人クラブからの前の話でしようけど、希望の中にカラオケセット、カラオケルームの設置を希望されているということをお聞きします。それが、今回、配備されているのかということと、もう一点、前、図書館を移転する時に、図書の余剰図書って言った失礼なんですけども、たまたまそんなに古くない教養に値する、教養に充分堪える図書を冊数はちよつと忘れたんですけど、二千冊近く置いてきました。だから、それも老人憩いの場として是非活用してもらいたいという希望があるんですけども、そういう書棚とか書架とかっていうものの配備が、ちよつとこれで見えないものですか、質疑いたします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

先程説明いたしましたリハビリ室というのは、前図書館として利用していた部分がリハビリ室ということになります。それから、集会室につきましては、視聴覚室、そういうのがあったと思うんですが、そちらの方を畳を敷いてですね、ゆつくり出来るような、そういう集会室としております。それで、この集会室につきましては、カラオケセットとか、あとDVDとかそういったものを見れるような、そういうような設備も行うように計画しております。

それから、旧図書館の本ですけども、先程、議員さんがおっしゃいましたように、図書を二千冊ぐらい頂いております。

その分につきましては、壁側に柵を設けておりますので、そういう所に収納していつでも見れるようなこともこの施設の中には計画させてもらいましたので、そういうことで可能だというふうに考えております。

議長（立石隆教） 近藤 議員

一番（近藤育雄） 次はですね、もう一点だけ、これだけの施設を上手く利用するとなればですね、公民館を持っていない笛吹町内のご老人、相当多くございますので、原則無料ということですから気軽に入って気軽に使える、そのためには誰か一人、受付者とか管理人とか居なくちゃいけないと思うんですけども、条例の中には謳ってないですけど、この点、どうお考えなんでしょうか。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

活動が活発になりますと、当然そういうような配置が必要だというふうに考えております。今年度はですね、様子を見ながら利用の予約が入りましたら、そちらの方に管理をするような人を配置したいというふうに考えておりますが、来年度以降はですね、緊急雇用対策の補助金というのが来年度まで延長される見込みということを聞いておりますので、そういうのを利用しながら、かなりの期間、臨時の人が常駐できるような、そういうような体制を来年度はとってみたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

宮崎 議員

三番（宮崎良保） このセンターは旧図書館ということで、入口が階段になっております。将来的に、バリアフリー等は考えていないのか、お尋ねいたします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

最初に、この施設を計画する段階で、その階段というのが一番ネックになりました。バリアフリー化しようということでも検討を重ねました。建設課にお願いして設計の方と色々調整は図った訳ですけども、車椅子で登れるようにするためには、かなりのスロープの距離が要ると、そういうようなことで金額的にも一千万とか、そういうような金額になるというような話を伺いましたので、今回については、ある程度、健康な人が利用するような施設でございますので、スロープについては

断念して、中の方の整備をということでやった次第です。今後、そういうような活動が活発になった場合には、ひよっとしたら検討する余地があるかもしれないませんが、今の状況では、ちよっとスペース的にも難しいということですので、そういうことで当面は今のまんまにしたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	五分	—
—	再開	午前	十時	十分	—

議長（立石隆教） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

末永議員

四番（末永一郎） 笛吹地区でとにかく好評なんですよね。「遊友クラブ」というクラブも作って、誘い合わせて行っているように聞いております。だから、他の地区でも利用できるような方向に進めた方がよかつちやなかですかって思うんです。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

現在、「遊友会」といってですね、二十五人ぐらいのグループの方が毎週木曜日に集まって色んな活動をしております。そういうようなグループをあと一つか二つぐらい作ってですね、そういう中で色んな活動をしたいというふうに考えておりますので、他の方々が例えば「こういうことをしたい。」というようにグループで希望があれば、そういった人達の時間割とか、そういうのも設定していきたいというふうに思いますので、議員さんがおっしゃるようなですね、そういうような「活動をしたい。」とか「使いたい。」という方が居られれば、積極的に地域包括支援センターの方としても、支援したいというふうに思います。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

近藤議員

一番（近藤育雄） 名称は条例で決めるんですけど、「小値賀町介護予防センター」、何か人が集まりにくいような名前に思うんですけども、何かこう俗称的な物はない？何か募集しなかったですかね、前の時、そういうので相当私も名前

を入れて投票したような覚えがあるんですけども、あの扱いについては何も扱わないんでしょうか。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

確かに雰囲気として使いやすいような、そういうような俗称といいますか、そういう名称につきましても内部で検討したんですけども、中々良いアイデアが浮かばなかったもので、今後そういうものも可能だというふうに思いますので、色んな方のご意見を聞いてですね、親しみやすいような名称という、そういうようなことで今後検討してみたいというふうに思います。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

近藤議員

一番（近藤育雄） これは討論の方が良いと思ひまして、こっちの方にするんですけども、先程、車椅子等のリフトについてうんですか、そういったものの設置も将来的に考えるとかいう答弁もあったようですけども、やっぱりさつき町長も言われましたですね、私も閃いたんですけど、やっぱり福祉センターがより安全に一階から二階に来られて、尚且つ平坦な所を図書館というか、あそこに入って来れるという事実とがあります。そして、福祉センターの玄関に入って、あそこに入るといふことが如何に安全で、如何に人と会って、如何に人と喋りをしながら入って来れるかという、プラスの要素が相当大きいと思いますので、将来的にも私はリフトとかは要らないんじゃないかなという気がします。経費的な面もあって。ということ、討論に不備しました。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四五号、小値賀町介護予防センターの設置及び管理に関する条例案を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四五号、小値賀町介護予防センターの設置及び管理に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第四六号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長

町長(西 浩三) 議案第四六号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、ご説明をいたします。

辺地計画の変更につきましては、長崎県との事前協議が必要でございます。六月にそれが済みましたので、それに伴い、平成二十年度に策定した辺地総合整備計画を変更する必要が生じたため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第三条第五項の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

具体的な内容は、参考に付けております。新旧対照表を見ていただければと思いますが、笛吹、柳、前方、斑各辺地の消防関連施設の老朽化等に対する防火水槽及び消防ポンプ等の施設の更新を追加するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

ご審議の上、適正なご決定を賜りますよう、お願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮崎議員

三番(宮崎良保) わざわざこの防火水槽の修理ということまで上げておりますけども、今、現在ある地上にあるやつを地下に埋め込むということで解釈してよろしいんですか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

この件につきましては、先般、六月に補正をしておりますけれども、方法としましては地下埋設の方向で考えております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四六号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四六号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休	—
—	憩	—
—	再	—
—	開	—
—	午	—
—	前	—
—	十	—
—	時	—
—	四	—
—	十	—
—	五	—
—	分	—
—	—	—

議長（立石隆教） 再開します。

日程第六、議案第四七号、平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 長

町長（西 浩三） 議案第四七号、平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）について、補正の主な内容についてご説明いたします。

今回の補正の歳入では、第二表の『継続費』に計上しております。校舎建設に関する国庫補助金・起債等の増額補正と地方交付税のうち、普通交付税が確定しましたので、全額計上しております。古民家再生事業は、長崎県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金としては、今年度が最終年度となり、時間切れが迫っており、色々の問題も抱えておりますが、『小値賀観光まちづくり公社』からの要望書提出を受け、従来の古民家再生事業は、今年度の事業で最後にすること、議会を含め、町民皆様のご理解をいただきたいと思いますと考えております。

歳出、総務費では、平成元年に建築した庁舎が、二十年以上経過し、空調施設をはじめ、老朽箇所が出ておりますので、次年度以降にエレベーターの設置でのバリアフリー化を含めた改修工事を行いたいと考え、改修計画を立てるための調査経費を計上しております。

環境衛生費関係では、小値賀の美しい海岸は、観光の面からも重要なものであり、県の補助金を活用して海岸漂着物の清掃事業を追加して実施したいと考えております。

農業費関係では、制度改正により、離島は平坦地も含めて中山間地域等直接支払交付金事業の対象区域となるため、農家集落の意向を確認し、範囲を拡大して取り組むことにいたしました。また来年、佐世保市を中心に開催される全国和牛能力共進会長崎県大会を契機に、更なる畜産振興に繋がりたいと考え、今年度に必要な補助金を計上いたしました。

観光関係では、先程も申し上げましたが、古民家再生事業については、当初計画どおり、三ヶ年の最終年度として、関係者と協議の上、寄附をしていただいております。柳の近藤達夫氏宅の改築関係予算を計上しております。

今回の事業を含めて、古民家五棟と古民家レストラン一箇所が整備されることとなりますので、今後は、『観光まちづくり公社』の経営・運営状況をしばらく見ていきたいと思います。

教育費では、小中学校校舎建設事業について、現在、実施設計作業を進めているところでありますが、第二表に示しますとおり、このままだと、完成が大きく遅れそうで、各関係者にご迷惑をお掛けすることになるので、大まかな概算事業費を

今年と来年の二ヶ年継続事業として計上させていただきました。

小値賀町一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ三億六千五百六十九万五千円を追加し、補正後の予算総額を、二十八億五千六百七十三万一千円としております。

以上、補正予算の概要をご説明いたしました。

なお、詳細については、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） 財政課長

財政課長（中川一也） それでは、補正二号の説明をいたします。

第一条のとおり、補正額は、三億六千五百六十九万五千円でございます。

第二条は、継続費でございます。第二表のとおり、小中学校校舎建設事業を計上しております。

第三条は、地方債の追加、変更、廃止でございますが、第三表のとおり、廃止の新世紀水産業育成事業については、事業名の変更により追加という形で、新生水産県ながさき総合支援事業となり、変更後の起債額を計上させていただきます。

それでは歳入歳出事項別明細書により、説明書九頁から概要をご説明いたします。

歳入では、一款・町税、一項・町民税を百四十八万八千円減額し、補正後の額を五千四百九十六万四千円としております。

二項・固定資産税を六百三十六万六千円増額し、補正後の額を七千百三十二万二千元としております。同じく三項・軽自動車税を一万円減額、補正後の額を六百九十七万四千円としております。

八款、一項・地方特例交付金を六十万六千円減額し、補正後の額を七百三十九万四千円としております。

九款、一項・地方交付税は、普通交付税の額の確定によるもので八千八百五十四万九千円を増額補正し、補正後の額を十五億八千八百五十四万九千円としております。

十一款、二項・負担金四十四万円減額し、補正後の額を七十二万九千円としております。

十三款・国庫支出金、二項・国庫補助金は古民家再生事業に係る長崎県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金一千三百三十八万七千円、小中学校校舎建設事業に係る学校施設環境改善交付金一億三百三十七万六千円を計上し、補正後の国庫補助金の額を一億七千三百五十一万六千円としております。同じく三項・委託金四万九千円を補正し、補正後の額を四百十五

万二千円としております。

十四款・県支出金、二項・県補助金は、二目・民生費県補助金を九千円、三目・衛生費県補助金は、海岸漂着物地域対策推進事業補助金他三百九万三千円を計上、四目・農林水産業費県補助金、一節・農業費補助金は、長崎県中山間地域等直接支払交付金他八百三十六万三千円、三節・水産業費補助金は鮮魚運搬船の近代化のため、宇久小値賀漁協へ交付する県補助金ですが、事業名と事業費が変更になり組み替えるもので五百万円を減額、七目・消防費県補助金を六十四万六千円計上、補正後の二項・県補助金の額を一億六千六百三十四万一千円としております。三項・委託金九万六千円補正し、補正後の額を一千五百四十一万五千円としております。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入は、現在、水の下に建築中の医療保健職員用住宅に係る家賃収入九万六千円を計上、補正後の額を六百七十七万四千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金を百十万円補正し、三百七十六万五千円としております。二項・特別会計繰入金を五百九十一万四千円補正し、補正後の額を一千百六十一万六千円としております。

十九款・諸収入、四項・雑入は、コミュニティ助成金二百二十万円、風力・太陽光発電街灯設置助成金百九十九万五千円を計上し、補正後の雑入の額を五千二百二十七千円としております。

二十款、一項・町債は、四目・農林水産業債で新生水産県ながさき総合支援事業への組替えによる百九十万円の減額、五目・商工債で古民家再生事業に係る一千四百二十万円の計上、八目・教育債で小中学校校舎建設事業に係る一億二千五百七十万円の補正で、補正後の町債の額を三億三百万円としております。

十二頁から、歳出について申し上げます。

一款・議会費は二十六万四千円補正し、六千七百三十八万四千円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費は、一目・一般管理費で庁舎の老朽化に伴う改修工事設計委託料、ソーラー街灯設置工事他五百二十一万円の計上、八目・空港費で空港管理に係る労務費が主な内容で百九十三万九千円を計上、十一目・ふるさと創生事業費は、まちづくり担い手基金事業で就業準備金他百十万円の計上で、補正後の一項・総務管理費を三億三千九百四万二千円としております。二項・徴税費は三十万八千円補正し、三千百九十二万四千円としております。三項・戸籍住民基本台帳費は五十七万九千円減額し、二千四百九十一万三千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費を八十一万三千円、三目・老人福祉費を十五万円、四目・障がい者福祉費を十五万四千円補正して、補正後の社会福祉費を三億二千八百八十二万九千円としております。二項・児童福祉費は出生祝金が主なもので、七十万九千円を計上、補正後の額を五千五百三十万八千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費は、一目・保健衛生総務費百三万八千円、三目・環境衛生費、小値賀町重点区域海岸漂着物地域対策推進事業三百万円を補正し、補正後の保健衛生費を一億五百三十万三千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、一目・農業委員会費を四十一万六千円、二目・農業総務費は財源組替え、三目・農業振興費は、中山間地域等直接支払交付金事業の追加着手による一千三十四万九千円、四目・畜産業費は、全国和牛能力共進会出品対策協議会補助金他四百二十五万五千円の計上で、一項・農業費の総額を一億七千九百九十七万一千円としております。三項・水産業費、二目・水産業振興費は、補助事業名変更と補助対象事業費変更に伴う六百八十七万五千円の減額、三目・水産施設費を七万五千円、四目・漁港管理費を七万三千円補正し、三項・水産業費の総額を一億九千四百七千円としております。

六款、一項・商工費、三目・観光費は、古民家滞在施設整備事業関連経費三千六百二十万円を計上し、補正後の商工費の総額を一億五千二百八十九万九千円としております。

七款・土木費、二項・道路橋梁費は、町道補修費二百七十万円を計上し、補正後の総額を二千二百二十四万六千円としております。

八款、一項・消防費は、東日本大震災により引き揚げられた消防団員退職報償金分担金が主なもので四百二十万三千円を計上し、補正後の消防費を一億三千三百三十二万円としております。

九款・教育費、二項・小値賀小学校費は、一目・学校管理費で四十四万三千円、小中学校合同校舎建設事業費二億九千七百五十九万六千円計上し、補正後の額を三億八千三十九万一千円としております。七項・社会教育費は、三目・総合センター費を二百二十二万四千円補正し、補正後の社会教育費を七千四十一万三千円としております。

十三款・予備費を七万円減額し、四百八十八万三千円としております。

以上で補正予算の説明を終わります。

議長（立石隆教）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町 税

伊藤議員

九番(伊藤忠之) 町税の中での固定資産税、これが現年度分での償却資産が三百三十万七千円の内容の説明と、それから滞納繰越分の件数をお願いします。

議長(立石隆教) 財政課長

財政課長(中川一也) お答えいたします。

固定資産税の償却資産の増額の主な理由ですけれども、法人関係の償却資産、特に地上デジタル化に伴うテレビ中継塔、こういったものの改造が行われておりまして、その分で増額になっております。

滞納の内訳ですけれども、固定資産税についてちよつと申し上げますと、二十名でございます。

議長(立石隆教) 町税、ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第八款・地方特例交付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第九款・地方交付税

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第十一款・分担金及び負担金

伊藤議員

九番(伊藤忠之) 民生費負担金で高齢者生活福祉センターの利用者負担金ですが、当初予算よりも半分近い四十四万円の減額になっております。内容の説明をお願いします。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

一名の方が、八月に転出されております、その方が毎月五万円の負担金でしたので、その分が大きく減少というふうになっております。

(浦 英明議員、入場)

議長(立石隆教) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第十三款・国庫支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第十四款・県支出金

伊藤議員

九番(伊藤忠之) 三目の衛生費県補助金の中で、当初予算も確か海岸漂着物の対策の補助金が出ておりましたけども、その時は浜津地区という説明がありましたが、今回の予算計上の地区はどの地区にあたりますか。お願いします。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

この事業につきましては、県の方から未だ予算枠があるということで、追加情報のそういう調査がありまして、町といたしましては柳地区、現在のところ五両ダキから小長崎そこら辺の二・二キロの範囲を、今度この事業で計画をさせていただいております。

議長(立石隆教) 県支出金、ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第十五款・財産収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第十七款・繰入金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第十九款・諸収入

伊藤議員

九番(伊藤忠之) 先程、町長からも説明がありましたが、雑入の二つの項目の内容をもうちよつと詳しくお願いします。

議長(立石隆教) 教育次長

教育次長(尾崎孝三) お答えいたします。

コミュニティ助成事業助成金について、説明いたします。

これは宝くじの益金の配当金でありまして、センターの今、歳出でセンターで備品で机を購入するように計画しております。その分の代金でございます。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（西村久之） もう一点について、お答えします。

九州グリーン電力基金太陽光発電設備特別枠助成金につきましては、環境教育の一環としまして、役場の前にですね、太陽光の発電と風力発電を両方兼ね備えた物をモデル的に設置する事業でございます。これは、『財団法人九州地域産業活性化センター』から交付されるものでございます。

議長（立石隆教） 諸収入、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第二十条・町 債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第一款・議 会 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第二款・総 務 費

三番（宮崎良保） 十五節の工事請負費、ソーラー街灯設置工事について、その概要の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

これは歳入のところで、伊藤議員さんから質問がございましたけれども、環境教育の一環としまして、太陽光発電と風力発電の兼ね備えた物を役場の前に一基設置する工事でございます。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

八番（岩坪義光） 一般管理費の中で、十三節・委託料ですね、先程、町長の方から説明があった中で、エレベーターを何

岩坪議員

宮崎議員

とかと説明されたと思いますけども、この改修工事の説明を詳しくお願いいたします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 先程、提案理由のところでは言ったかと思えますけども、庁舎も二十年経っておりまして、空調も壊れているのも皆さんご承知のとおりで、その中で、今バリアフリー化が出来ておりません。そういうことで、バリアフリー化をするためには、やっぱりエレベーターしか今ちよつと無いようでございますが、なにせ改造でございますんで、設置場所、それから設置方法と大変技術的に難しい問題がございます。そういうことで、そういうことも含めて調査費を積みまして、コンサルを入れて検討をするということでございます。具体的な内容は今から詰めていくと、そういうことでございます。

議長（立石隆教） 総務費、ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第四款・衛生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第五款・農林水産業費

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 三目の農業振興費の中での交付金ですね、中山間地域等直接支払交付金の追加分の内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

当初では、五集落、三〇・七ヘクタールを予定しておりましたけれども、十一集落、二四九・二ヘクタールに拡大したいと考えております。

議長（立石隆教） 伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 十一集落に拡大を考えておるといことですが、これ現在は何集落ありますか。それで、追加分の集落を考えておるならば追加分の集落の内容もお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

当初、五集落で、補正で、補正というか今回、十一集落に増やしましたので六集落増えておりますし、面積においては、当初三〇・七ヘクタールから二四九・二ヘクタールへ変更しておりますので、二一八・五ヘクタール増えております。

議長（立石隆教） 農林水産業費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第六款・商 工 費

宮崎議員

三番（宮崎良保） 観光費のことについて、お伺いいたします。

古民家再生の滞在施設整備事業が本年度で最終年度となっておりますけれども、今年度するその計画並びに場所等の概要の説明をお願いいたします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

議員さんがおっしゃいますとおり、今年度が最後の事業となっております、町長が先程、説明しましたが柳の近藤達夫さん宅を改修するようにしております。現在、柳に今度、上の『親家』を今やっておりますけれども、それと連動した少し趣の違う改修をしたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

三番（宮崎良保） 柳の近藤さんという所である所に二軒、古民家を再生する訳ですけれども、今、その近藤さんのですね、

利用率というのは何%程度あるか分かりますか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

昨年の九月からオープンしまして、現在のところ、宿泊者数が二百九名、宿泊日数は六十八日ということで、稼働率にしますと、一九・三%ということになっております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

三番（宮崎良保） 一九・三%ということでは極めて低い利用率であることから、今回このような高額な再生事業が必要なのかなどという気はいたします。しかし、今年が最終年度ということで今後の計画について、どのように考えているのか、分かっているればお願いいたします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

これからの計画といたしましては、今のところ、とにかく現在ある古民家の利用をもう少し上げたいということで、『まちづくり公社』辺りと色々な手を打って稼働率を上げていきたいというふうには考えております。天候に左右される分が物凄くありまして、それは理由にならないんでしょうけども、そういうところも含めまして、色々対策をして稼働率を上げていきたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

三番（宮崎良保） 『親家』に対しては、色々様々な悪い噂がたつております。色んなものが出て来るとかですね、そういった中で大変厳しいとは思いますが、より一生懸命、利用率を上げるために努力していただきたいと思えます。

次に、委託料としてですね、白蟻駆除の委託料がここに載っております。概要の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

レストランも去年の九月からオープンした訳でございますけども、その時にある程度、白蟻が出ているんじゃないかというところは工事の中であつたんですけども、今回、柱とかに白蟻が発生しているということが分かりましたので、レストランも勿論なんですけども、周りの近所にもご迷惑を掛けてはならないということで、今回予算を組ませていただきました。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

七番（浦 英明） ただいまの宮崎議員の関連質問なんですけど、まず古民家の方ですね、これは利用率が一九・三%と途中でありますので、この数字は確実なものではないと思われんですけど、当初この古民家を出発する際に『庵』等が言っております。稼働率については三〇%ぐらい取れればいいのかなど、こういうふうに言われておったんですけども、それはどのように認識しておりますか。お尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

当初の計画では、議員さんがおっしゃいますとおり三〇%ぐらいということで計画をしておりますが、その後、色々な事情もありまして稼働率としましては少し落ちております。ただ、今からと言いますか、今年に入ってから夏場、五月ぐらいからは徐々に増えておりますし、稼働率の方も上がってきておりますので、この稼働率を維持できるようにやっていきたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 『レストラン藤松』も一年を経りましたので、出来ましたら、この収支状況といえますか、そういったものも出していただきたいなというふうに思っております。

ところでですね、この『近藤邸』につきましては、私も近藤達夫さんについてはよく知っております。話もしましたんですね。その件ではないんですけど、この順番なんですけども、私が前聞いておったのは『南邸』を先にするんでなからうかと、こういうふうな話も聞いておったんですけども、この順番についてはどのように考えておったのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

順番につきましては、どこどこを一番、二番というふうなことは明確なことは取り決めはしておりませんが、『近藤邸』につきましても、議員さんがおっしゃいますように、当時は未だご健康といえますか、小値賀に帰ってくる機会もあるということでしたが、その後、奥さんが体調を崩されたりとかで、中々小値賀に帰って来れないということもございまして、今回、『近藤邸』をあげさせていただきました。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 近藤達夫さんですね、個人的にも何ていいますかね、大変情のある方で私としましては、是非ともこの『近藤邸』を、私は大体古民家というのは最初から反対だったんですけどですね、已む無くこういうふうな賛成に回ったんでありますけども、それはさて置きまして、近藤達夫さんにこういうふうな助言をした訳なんですよ。「もしかしたら、私もこの近藤邸二軒をやらなくちゃいけない。」と、「こういうふうにして寄贈してもらっておりますし、やりたいのは山々

なんですけども、住民の感情に照らしまして、お宅の方はもしかしたら出来ないようになるかも分かりませんよ。」と「というの、私が反対に回りますから。」というようなこともちよこつと言っておったんですけどすね、そういったところで、感情をあれしたらいけないから、しょうがないのかなと、私も賛成に回った手前ですな、そういうふうに思っておるんですけども…。質問を先に戻しますけども、順番は無かったということ、もう一度確認のためお尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） 古民家事業の再生の順番につきましては、順番というのは特にございませんでした。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 質問をまた変えますけども、これも宮崎議員の関連質問ですけど、レストランの白蟻の駆除ですな、これにつきましては、当初やつておった時に白蟻が発生して白蟻駆除はしておったと、こういうふうに聞いておるんですけども、何故今頃、駆除をするんですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） 最近になりました、白蟻の羽蟻といいますか、ああいうのが多く見られるようになってきて、このままではちよつと周りにも迷惑を掛けるんじゃないかという事態になってきましたので、急遽ちよつとこれを組ませていただきました。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 私はそこを聞いているんじゃないかと、当初を聞いていますよ。当初からこれ分かっておったと思うんですよ。だから、屋根はしないのか、或いはその屋根裏ですかね、ちよこつと壁をしたりとか、その改造する部分に白蟻駆除を少ししたというようなことは聞いております。だから、最初から大工達は、「これは白蟻は後で発生するな。」とこういうふうな考えがあったと思うんですよ。だから、そこ辺り当初をどういうふうに考えておられたのか。当初の担当じゃなかったのか、課長は分かりませんが、そこら辺を答弁願います。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

当初、設計建築の段階で、ある程度の駆除といえますか、そういうのを行なって、これ以上は出て来ないというようなこ

とも考えられたので、上から木を当てるとか、そういうふうな感じで処理を行なったのが、最近になってそれがまた出て来たということのようです。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） それは言い方が悪いですよ、そりゃ。認識の甘きですよ、そりゃ。私が素人でも分かっただけですもん、後から出て来るだろうなあというようなことはですね。だから、そういうことは、やっぱり最初からするのが肝心である、と、こういうふうに思うんですね。それはもうそれで仕方ないというようない方は悪いですけども、このレストランについては、白蟻駆除をしながら開くんですか。それとも、閉店してやる訳なんですか。そこら辺りを分かれれば、その工事の期間とそれから日数ですかね。完成までの日にちですかね。そして、その後、レストランをどういうふうにされるか、そこを辺りを答弁願います。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

この白蟻の駆除につきましては、サンガードシステム（ベイト工法）という工法で一応行なうようにしたいというふうには考えております。柱とか梁とかにそういった油剤を注入するようないたいというふうに思っております。時期につきましては、未だレストランの方と打ち合わせも未だ済ませておりませんので、打ち合わせを行ないまして、迷惑が掛からないような時期にやりたいというふうには考えております。

議長（立石隆教） 答弁漏れあるよね。それをする時には開いたままするのか、レストランを閉じるのかと、そういう工事ををする時には、という質問もありましたが…。

産業振興課長（熊脇一也） 失礼しました。答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

こういった工法でやる以上は、営業に差し支えがあるのかどうか、そういうところも含めまして協議をしたいというふうに思っております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 私が聞きたかったのは、先程、議長が言われましたとおりですね、ここを閉じらず、そのままやっているのかどうするのか、そこを聞きたかったんで、それは議長から言ってもらいましたので、結構でございます。

それで、経営自体がどのようになってきているのか、私がちょっと今頃おかしく思うんですけどですね、というのはですね、夏場の忙しい、儲け時期と言いますかね、そこら辺りになんか店をしていなかったんですね。これについて、お尋ねします、何故か。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

確かに夏場の忙しい時に休んでおったりしまして、また営業も長く休むというようなことも、私もちょっとホームページを見まして気付きました、「一番、稼ぎ時に何をしているんだ。」というようなことで注意はしたんですけども、今、シェフが一人ともう一人アシスタントみたいな形で居たんですけども、その方がちょっと健康を害されたというようなこともありまして、その辺が原因だろうとは思っております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 念のため、お尋ねしますが、それは人員が一人減ったので、一人では賄いきれないから止めたということですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

シェフが一人では、どうしてもやっていけないということもございまして、その間は閉鎖したということでございます。
土川 議員

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

五番（土川重佳） お尋ねします。
この管理委託料、業務委託料、白蟻駆除の内訳の数字は分かりませんか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

設計の管理委託料が三百六十万円、それから企画業務の委託料が三百八十三万円、それと白蟻駆除で二十七万円でございます。

議長（立石隆教） 土川 議員

五番（土川重佳） 十五節の工事請負費の二千八百万円ですね。あそこの『近藤邸』は何坪程ありますかね。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） 『近藤邸』は、一九九・五平米でございます。

議長（立石隆教） 坪数にして幾らになりますかね。続けて下さい。

産業振興課長（熊脇一也） 一九九・五平米で、坪数にしますと約六十坪ぐらいになると思います。

議長（立石隆教） 土川議員

五番（土川重佳） あのですね、この古民家事業に対してね、私は観光に取り組むという姿勢は賛成しますけども、この工事の仕方ですね、前やった今、今度やるつちいう『親家』ですね、上なんかの工事の仕方を見ますと、職人さん達がやっぱりもう「中は綺麗にしても瓦等とか、その下の木がブカブカだよ。」って、「後々のまた整備がかなり掛かるんじゃないか。」と、小値賀ですつとやってきた左官さん達がこういうことを申し上げております。

この度ですね、またその前の『近藤邸』をやるということ、そういうところも加味して、また後々こげんして事業費を「漏りが起こった。」、「また屋根を替えね。」とか、そういうことを健全にね、どうせやるとならやる、せんとならせんです。ね、町民から折角あるんだから、今いうこの稼働率の低さに対してでも、こういうお金は建設費しか使われるかどうか、人は分かりませんが、PR等にも少し追加したらどうだと、そしてもしやって、足らん時にやれよという、この頃はそのような話ばかりあるんですね。執行側もその最終年度でぜんなくやらねいかんと、もつとそういうようなことで事業をして、たった一年もならんとに今言う浦議員さんがおっしゃるとおり、「何で白蟻が居つとかよ。」って、「何千万掛けちよつとかよ。」って、「全部その時されんやつたつか。」って、本当、不思議に思いますよ。「我々議員の馬鹿じゃなつかい。」って、これを賛成してさ、丸々絶対見逃せない。だからそういうことも加味して、町民が一つになって、こういう古民家事業も取り入れて、柳にあれば、柳はお客さんと僕達も会って挨拶したり、「どつから来たつてすか。」と、そういう繋がりば作っていかんばですね、今後この古民家事業がさ、私は危ういと思うとですよ。だから、今度のこの二千八百万円の事業にしてもです。よう、と後々修理がたつた一年もせんで、こんな事じゃちよつと私は如何なものかと思っております。だから、今度の工事にしては、ちゃんと二千八百万円もちゃんと数字、坪数を聞いたら新築でも出来るつたいね。これははつきり言って。それでしょ？やっぱりそういうこの考えをどう考えておりますか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

議員さんがおっしゃるとおりでございまして、このような今後工事につきましても、充分注意しまして、やっていきたいというふうに考えます。また、稼働率の低さ等もありますので、PR等、色々とまた『公社』の方とも話をしまして、何とか上向きに持っていきたいと考えております。

議長（立石隆教） 商工費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へいきます。

第七款・土 木 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第八款・消 防 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第九款・教 育 費

近藤 議員

一番（近藤育雄） 教育費の中で、総合センター費ですね、先程、歳入の時にどこから財源は出たのかというのが説明がありましたけども、私もセンターをよく利用した立場なんですけど、現在、センターには新装というか改装になって、立派な絨毯みたいのがあって、あのフロアーは上等になったんですけども、確かに机、高机のことを言っているんですけど、確かに相当老朽化して動きが悪かったり手を挟んだりするようなのが時々見られました。現在の数が四十個ぐらい多分あったと思うんですけども、これは今度の購入するのもやっぱり四十個ぐらいで二百二十万ぐらいなんでしょうか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

今回予定します脚数は、七十脚です。

議長（立石隆教） 近藤 議員

一番（近藤育雄） 七十脚とはかなり多いですけど、今現在、収納している所は椅子とか高机なんか入ってるんですけども、

今ある古いというか、今まで使っていた分はどこか、処分か何かするんでしょうか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

今ある机につきましては、屋外の利用に貸し出そうかなというふうな計画を持っております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

八番（岩坪義光） 学校建設費の工事請負費でちよつとお尋ねいたします。

この小中学校合同校舎連絡道路整備工事、町単で載っている、これの内容説明と、小中学校校舎建設事業ですね、この議案が上がっている中で、総額が十一億の建設費が上がっております。最初は五億、途中で八億ばかりとの説明があり、それから何ヶ月せんうちに十一億。これは我々議員にも、ある程度の説明があつても良かったつちやなかですかと私は思うんですが、その点はどういうふうに思っておるんですか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この連絡通路の整備工事の町単分の四百万円の内容ですけれども、今回、合同校舎を小学校に建設するんですけれども、中学校の施設の体育館とグラウンドはそのまま既存のまま使用するというところで、小学校から中学校に移動をする時に、一番最短距離が良いのじゃないかというような話になりました、今、その間に溜め池がありますけれども、溜め池の中を通路として今回、解体工事が出てきますコンクリートの破碎コンをですね、そこに入れて自然石で覆うような通路を池の中に造ろうということと計画をいたしております。その分の今回、来年のですね、一応、農業用溜め池になつてはいるものから、今回新築工事と一緒に発注しましたら、今度は畑作の作付けに影響が出て来ますので、一旦、あの池を干す関係上ですね、そういう関係上で、一応、下部工だけ池を干して施行できるように、今回、四百万計上させていただいております。

それと、事業費の増額の理由ですけれども、一応、最初、六億とかつていう話があつたかと思うんですけれども、そこら辺の六億の経緯が私ちょっと掴めておりません。それと途中で八億という話がありました、これはプロポーザルで設計者を選定するというところで、概算事業費を八億円ということで一応、設定しておいたんですけれども、その八億円の根拠といましては、県の建築課の学校建設の時の単価を利用して、大体三六〇〇平米ということで仮定しまして、木

造の場合の建築工事とコンクリートの場合のRC造の場合の建築費用との丁度中間をとってですね、八億円という概算事業費を上げておりました。その増額の今回計上させていただいております増額の理由といたしましてはですね、一応、コンクリートと木造の混構造ということで、まず平屋建てというのが少し大きな要因になったのかなというふうに思っております。全校舎、平屋建てというのが全国的にもあまりありませんけれども、平屋建てにしたということでも少し経費が嵩んでいるのかなというふうに思っております。

それと、あと離島経費ということで、まずは諸経費の方で離島経費というのを加味しているんですけども、実際、建築の設計の単価を採用する時に建設の物価版とか積算資料とか、そういう参考資料を見るんですけれども、それに載っていないところとかですね、離島の特種な所は実際に取引き会社というか、扱っている会社の方から資材の単価を三社程度、見積を取ります。そういうことがたくさん行なった結果ですね、離島……。まずはこっちが想定した単価よりかなり一つ一つの見積単価が高くなってきたというのがあります。それと、小値賀の場合、塩害というのが非常に後々の維持管理に非常にお金が掛かってきますので、金属関係、そういうものは全部、耐塩仕様、塩害に対応する耐塩仕様というのを採用しております。そういう中で単価が上がってきたのではないかとというふうに思っております。

それと、もう一つは、たまたま東日本の大震災ですね、資材の単価の高騰が見受けられますので、こういうところが少し影響があっているのじゃないかなというふうに思っております。

そういう状況で、今回、議員の皆様方に提案した事業費がちよつと上がってしまったということで、それで一応、これ予算計上していただけますけれども、これ一応概算ということで上げております。今、細部設計を進めておりまして、九月の末、今月の末に積算がほぼ完了いたしますので、そこで精度の高い金額が出ようかと思っております。

議長（立石隆教） 岩坪議員

八番（岩坪義光） 内容は大体分かりましたけども、それならそれのように三ヶ月の間にも説明しても良いんじゃないですか？上がった分をポンと出すんじゃないかって、私はそう思いますけども。

そして、震災で資材なんかも上がっているとつい言いましたけども、私が材木の関係の人に問い合わせしてみると、「それ程、材料も上がってない。」というんですね。私が勘ぐればあれでしょうけども、震災になお吹っかけて、そういうふうに資材も上がったような感じでさしているんじゃないかなということも考えられます。それはともかくとして、我々に分かった時

点で、もう少しそういうふうには、「これだけになりましたよ。」のような説明もあって良いんじゃないかと、そこを私は言
いよつとですけどね。そこは何か私は腑に落ちんとですよね。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） この事業費の件に関しましては、報告が遅れたということ、今、質問があつておられると思ひますけれども、この設計の細部設計の内容としましてはですね、各設計には基本設計と細部設計で小さな設計をしていくんですけれども、その中で数量、どういう材料が幾ら、どのくらい要りますつていう、その数量をひらう期間と、あとそれが終わつたら積算をする期間というのが、それを数量を基に金額を積み上げていく期間があるんですけれども、ほぼ一週間か二週間前ぐらいにその細部設計のほぼ数量計算が終わつて今、積算に入つていく状況ですね。その積算が二、三週間掛かつて、今月末ぐらいには上がつてくるんですけれども、その最初から細部設計に入るから金額が分かつている訳ではないんで、数量計算とか、そういう業務がずつとあつて、最後に積算という業務が入つてきますもんですから、今月末にある程度の確定の金額というののは上がつてきます。それから、報告をしようかなというふうには、私は考えております。

浦 議員

七番（浦 英明） 今の岩坪議員と同じ質問をします。

私も八億まではプロポーザル方式で聞いておりましたので、町民にある程度説明をしております。しかし、三億も上がるというのは如何なものかと私思っております。それで、岩坪議員も言ったとおり、これは町民、保護者に説明をし、尚且つその前でも我々に説明すべきではなかったかと思ひますけれども、再度、答弁を願ひます。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（筒井英敏） 議員さんのご指摘は最もでございます。

プロポーザル段階で八億円という数字をご説明申し上げたというのは、議員さんもお承知のとおりでございます。この後、事業費が増したと、補正を組む段階でこれが分かつたんですけれども、それを議員さんの方に全協において説明しなかつたというのは、こちらの方の手落ちでございます。先程、建設課長が説明申し上げましたけれども、九月末に詳細が上がるといふことでございますから、誠に申し訳ありませんけれども、その段階でまた詳しいご説明はしたいというふうには思っております。ちよつと私の説明が足りないようでございますので、次長の方に少し補足をさせていただきます。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

校舎建設の事業費につきましては、先程から岩坪議員、浦議員がおっしゃいますとおり、当初アンケートを取る段階では五億、六億とそしてプロポーザルでは八億、今、実際、総工事費が十一億というふうな工事費が上がっております。ただ、議員の皆さんに報告ということではなければいけないとは思っております。ただ、詳細設計が八億からどのくらい上がるのかというところが、未だ確定ではありませんので、どういうふうな金額があるのかと、本当、九億五千万ぐらいのこれを掴んだ時ぐらいに、早くこうやって知らせろというのが趣旨だと思えますけれども、そういうような日程というか、日時を設定できなかったことをお詫びいたします。今、教育長がおっしゃいましたとおり、詳細設計が上がってから詳しく説明、内容等ですね、説明をさせていただきたいと思えます。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 私は先程申しましたけれども、八億円というふうな事業については、プロポーザルで聞いておりますので、町民に報告しております。議員として、やはりこういった大きな事業、百年計画学校建設ということですから、百年に一度、あるかないかの事業です。そしてまた、子どものための事業でありますので、じっくり時間を掛けて良い校舎を造っていただきたいと、私は一般質問でも申ししておりましたし、その当時から金額を出してくれろというふうに言っておったんですけど、前の山田町長は、のらりくらりかわしまして、その数字だけが一人歩きしたらいけないということで中々数字を示せませんでした。それで、ここに概算ではあるということですけども、すみません、私ちよつと急いで来ましたんで、資料を手に持っていませんけども、約十一億程の概算の見積りといいますか、資料を今回提出しておるといふふうなことでございませうけれども、三億を細部に渡って積算していかないと、どの位になるか分からんというふうなことでですけども、私はそのくらい、それ以上になるのではなからうかと、前の山田町長の答弁からしてですね、そういうふうな思っておるんですよ。一番肝心なのは、我々議員として説明責任があるんですから、議員だけ教えてくれるじゃなくて、議員に教えなくても結構です。そしたら、町民にお知らせして下さい。そこ辺りを指摘しておきます。

それと、当初、国が言っておりますました国庫補助ですかね、これは十分の五・五だというふうな聞いておりました、そしてもしかすれば三分の二ぐらいの補助が付くかもわからないというようなことでありました。しかし、今回の財源を見ており

ますと、この国庫補助については少ないようであります。そして地方債、要するに過疎債が殆ど多いようになっておると思っています。そして、その他、特定財源のその他、このその他が何なのか、ちよつと私分からなかったんで、ここを尋ねます。それと、その二つですね。五五%が何故こういふふうになくなったのか、それで過疎債が多い。過疎債が多いということは、やっぱり七〇%以上はこれは交付税措置されるんですから、結構有利な起債だと思ふんですけど、起債というのは借金に他ならなくて、これは借金になってくる訳なんですから、十分の五・五、或いは三分の二という国庫補助を付けてもらいたかったなと思ふんですけども、これは国が決めるべきものであるので、こうして出来なかつたのではなからうかと思ひますけど、そこら辺について、お尋ねします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

今回の校舎の総面積が小学校と中学校と合わせまして、三五四八平米程度になっております。補助に関しましては、その各学校、小学校、中学校、別々に計算するんですけど、その平米数に設計の基本単価、補助の基本単価というか、平米当たりの単価があります。それに掛けての十分の五・五です。そして、今までは経費が、その東日本の大震災が無ければ、実施設計、工事費の額で補助の算出もあつておりました。でも今、今回は十分の五・五と基準額に掛けた、面積に掛けた十分の五・五を最低限で頂くといい形で計上しております。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） 先程からずっと説明をしているようでございますけれども、今の補助率についてはですね、説明不足だと思いますけども、これはあくまでも国の補助基準単価がございます。だから初めからその通りに造れば、大きさもその通りに造り、その程度の、グレードですね、グレードを下げて造れば確かにその率になると思いますが、これはプロポーザル方式を取りまして、各保護者の意見とか先生の意見とか聞いているようでございます。そうすると、どうしても要望が多くなる、面積も広くなる、グレードも高くなると、そういうことでこの補助率は下がっているのではないかと思ひます。

もう一点、浦議員は途中から来られましたんで、あれでしたけども、提案理由の説明の時にも説明を申し上げているんですけども、このまま確かに準備不足ではつきりした数字が出ていないうちに、この予算を出すのはどうかという意見がありました、特に建設課の方では「決まってから出させてくれ。」ということでありましたが、そのまんまにしておきますと、

どんどんどんどん工事が遅れまして、関係者に大変迷惑を掛けることになるということで、今回は今年と来年度と二ヶ年に分けることが出来ますので、今年度分はこれでやりたいと、そういうことで概算で計上させていただいている訳でございます。そういうことで、是非ご理解をいただきまして、何とか予定通り進むように、これから担当者も頑張ると思いますので、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

先程、浦議員の方で、その他の財源についてはですね、基金を取崩すということでございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 基金を取崩すということでございますけれども、私が前ちょこつと見た限りにおいては、これ一億も使っていないかと思うんですね。これ積立ては二億以上しておりますし、これについて、まずお尋ねします。

議長（立石隆教） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

先程も町長が申しましたように、大まかな概算事業費、大まかな財源内訳というふうに解釈していただきたいと思っております。起債の申請はその年にならないと正確には出来ませんので、当然、次年度の予算というのはアバウトな数字でございます。ただ耐震化に関して言いますと、過疎債が充当されると、義務教債も充当されると、義務教債も過疎債と同じ条件で七割の交付税措置がされるといふふうになっておりまして、今、補助裏には充当されるということと殆ど起債を充てております。その起債の額も二十四年度につきましては、かなり高額になりますので、過疎債だけでは厳しいのではないかといふふうに判断しております。そういうところでは、義務教債と過疎債の併用ということも頭に置いておりまして、基金がかなり積み上がっておりますので、その基金を当然充当することも考えられるんですけれども、中学校の校舎が危険家屋としてそのまま残っておりますので、その後、これをどういふふうに使おうかという場合に、その場合に補助金は付いても起債が付かない可能性がございます。そういうことも考えますと、その時に必要な財源として基金は持って置いてもいいのではないかと、起債が付くのであれば、今回の建設事業に殆ど起債で賄われるのであれば、基金は残して置いてもいいのではないかと、いふふうに考えております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 確認のためにお尋ねしますが、今、二十三年度と二十四年度というふうに言われましたけれども、二

十四年度繰越しじゃなくて、二十四年度は新規に、二十四年度の当初予算で上げてくるというふうなことですかね。

議長（立石隆教） 財政課長

財政課長（中川一也） 議員のおっしゃるとおり、継続費でございますので、二十四年度はまた新たに予算を計上いたします。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） この学校建設につきましては、それぞれ地方債とか償還方法とか色々議論してまずけども、要するに詳細な積算量が未だ出てないんでしょう？そういう中でですね、今回の九月の定例会で、決めねいかんとですよ。だからその際に本会議で決まってるから、後で「さあ、詳しい資料が来ました。」って言ったって遅かってすよ、はっきり言うて。いいですか、十一億のお金ですよ。ですから、今回の九月の末まで待てば明細な設計見積りが、積算量が出てくれば、それから十月でも私は臨時議会を開いて十分に議会と議論すべきだと思っております。ですから、今回の学校建設につきましてはですね、もう既に皆さん第二表の『継続費』に行ってますけども、これは第二表の『継続費』で私は質問すべきだと思つたんですが、もうそれぞれ皆さん質問しましたので、私はこれはもう考え直すべきだと思っております。未だ時間は、町長が先程から「時間がもうどんどん工期が遅れて各関係者に迷惑を掛ける。」と言いましたけども、九月の末には出来るんだしたら、それまで充分、議会と議論してですね、それから臨時会でも開いて決定すべきだと私は思つてますが、町長、どうですか。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） おっしゃることも分かるんですけども、段取りとしましては、今言う臨時会、それからまた手続きが入札を執行するまで一ヶ月以上掛かります。そういうことを考えますと、今年中の着工がかなり厳しくなっております。そういう状況がありましたもんで、来年度でやる分についてはしっかりと事業費が分かると思っております。今年度は極端に言いますと、前途金の執行ぐらいで終わるんじゃないかと、そういうふうな話でございます。一刻も早く計上して学校も何か聞くところによりますと十二月には出来るとか、何か期待を持たせるような話をしてるようでございますけども、それが間に合わなくなつては、また大変迷惑を掛けると、そういうことがございますので、議会に事情は充分説明を申し上げたいと思えますけども、この予算計上をさせていただいたところでございますので、ご理解をいただければと思

ます。

議長（立石隆教） 伊藤 議員

九番（伊藤忠之） この継続費につきましてはですね、もう今回で、予算で決まれば、もう二十四年度は義務的経費に変わって議会としては削減出来ない予算なんですよ。ですから、私が言うのは、慎重に慎重を重ねて、はっきりとした金額が出てからすべきだと私は思っております。

議長（立石隆教） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えします。

継続費というのは、翌年度にこういったことが予想されると、この事業が完成するためには大まかにこれぐらいの事業費が要するという意味でございます。二十四年度の予算は全く当然正確な事業費が固まりますと、不用額の場合は当然この金額は落ちてくる訳でございます。実際に十一億の中には、解体費とかそういった諸々の経費も全部含めたところで本体工事費について言いますと、大雑把に、財政課の方で言うのもおかしんですけど、約九億五千万程度が本体工事でございます。その他諸々でトータル十一億という数字がここに計上されております。一つの事業として全てこの中に盛り込んでおりますので、事業費もかなり大きくなっておるとい状況ではございますが、先程も申しましたように二十四年度につきましては、今後二十四年度の予算で改めて計上いたしまして、その金額をまたそこで審議していただく形になるうかと思っております。

議長（立石隆教） 伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 先程、財政課長は学校の解体費用も含んでいるということですね。総事業費の中に。これはちよつと私は納得いかないと思うんですが。それで、要するにこの継続費は、あくまでも予定価格ですのでね、それで使った分は後で不用額で出すことになるんですが、私は先程から何度も他の議員も言うように、詳細のあれが決まっておりますね、積算量が、積算費がですね、それからでも遅くはないと思うんですよ。九月の末だったら、今はもう二十一日でしょう、今日は。あと一週間もあれば出来るんじゃないですか。そういう考えはどうですか、町長。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） 先程から申し上げてるように、そういう考えはないから、この議会に提出している訳でございます。後は議会の判断にお任せをいたします。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	零時四分	—
—	再開	午後	一時三十分	—

議長（立石隆教） 再開します。

第九款の教育費のところまで行っておりましたが、教育費、ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

七番（浦 英明） 十二節の役務費の建築確認申請手数料が十五万六千円上がっておりますけど、私よく分からないもんですから、お尋ねします。

建築確認申請とはどういうようなものですかね。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

建物の建築を行なう場合に、建築基準法に適合しているかどうかという審査をする必要があります。それは、建物の面積によって、これ何平米以上は建築確認申請が必要ですよというのがあるんですけども、これが消防法もともかくですけども、消防法をクリアした後に、建築基準法を確認する、適合しているかどうかという確認を、県それから今は民間の確認申請をする事業所が、民間の業者がありますけども、そこで確認申請をする必要があります。これは、国がそういうふうに定めております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 分かりました。

それで、先程から言っておられます継続費ですね、これについてまた若干ちよつと質問をいたします。この二十四年度分につきましては、補助金申請といえますか、その申請するのはいつになりますか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

補助金交付申請につきましては、四月くらいに申請をあげようというふうに考えております。一応、概算ではもう手を挙

げております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） そういうことであればですよ、先程から言ってますとおり、今月九月の議会に、この継続費を持ってこなくてもですね、急ぐのであれば極端に言えば十月でも臨時議会を開いてでもやるとか、そういった考えはないのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この建設工事の着工を十二月に着工しようというふうに今、計画を立てていますけれども、今度、建設工事の方の請負の入札の方法を工事の事業費がちょっと大規模になるものですから、特定建設工事共同企業体というのをですね、一応、二社企業体を組ませてから入札に参加してもらおうという、一社では中々出来るような工事じゃありませんので、二社の共同企業体ということで、入札をかけようと思っております。その共同企業体を結成して入札にするまでの期間がですね、かなり相当掛かります。一応、スケジュールをうちの方で今、作っておりますけれども、十月に入ったらすぐ指名委員会等を開いて予備指名をしてですね、それから共同企業体を結成してもらって、通常の本指名というふうな形にずっと段階的に取っていくんですけども、通常一社での競争入札に比べて相当の期間が掛かります。そういうことで、十月に入ってすぐ予備指名の指名委員会を始めても実際入札が出来るのが十一月の中旬ぐらいに入札になります。それでまた工事請負契約の議会上程したりとか、余裕をそういう期間を見れば、十二月の着工ということになればですね、十月の頭からそういうふうな予定、スケジュールでいかなければいけませんので、それを行動に移すためには予算の裏づけとかが必要になりますので、今回この工事費が一応概算ではありますけれども、上げていただければ、この指名委員会等の行程に入って十二月の着工ということではいくと考えております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） その指名とか言われましたけども、これは町長が行政報告の中で十一月末に入札を目指したいと、そういうふうには言っておりましたので、今、課長が答弁した内容は分かっております。

私が言うのは、二十四年度事業分についてですよ、この分についてを諮っている訳で、二十四年度分については継続性が

あるから、今の答弁になったのかなというふうなことも思うんですけども、いまいちその答弁内容が分からなかったものから、再度質問します。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 二十四年度事業につきましては、概算でしております。それで詳細設計が上がってきてから、二十四年度分という形で確定してから、もう一度、本要望という形で申請をいたします。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 確定じゃないということですけども、その申請はいつしているんですか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 二十三年度の概算要望という形で、二十三年度の補助金申請時の折に概算で二十四年度分も一緒に上げております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） それがいっしたのか、よく分かりませんが、それは後で結構でございますけども、私が言いたいのには、その申請をする時に、こういった継続費、こういった内容が分かるのであれば、その時に全協で説明してもらいたかった、或いは議員に説明する必要が無いと思うのであれば、保護者或いは町民にそういった説明をしていただきたかったと、こういうふうな思っておる訳ですので、どのように思われておりますか。再度、答弁を願います。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 補助金交付申請につきましては、五月初めに申請しております。そして六月に概算で内示をいただいております。それで、この額の問題につきましては、正直言います、額が詳細設計が上がって、ある程度の額が決まれば説明をしなければというふうな認識を持っておりました。それで、今こうやって九月の補正で急遽上げましたけど、実施設計が詳細設計が九月末に上がって、そしてその後こうやって説明を出来ればというふうな考えは持っております。急にこういうふうな形で予算を計上しましたですね、大変失礼いたしました。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 私が言いますのはですね、こういった旧態依然のやり方がちよつと私、気に食わんですよね。その当

初に申請をする時に分かっておるんであれば、議会なり、それから町民なり、或いは保護者なり色々説明する期間はあったろうと思うんですよね。だから、そういったことがなされてないというのが、今までやって来たことをそのままやっている、慌てふためいて、本当遑ってやらなくちゃいけないというところまで来て、我々にこういうふうな数字をお示しすると、我々としてもあたふたする訳ですよ。こういったのを数字を掴んでないもんですからですね。急に上がってくるもんですから。そこ辺りを一応指摘しておきますと共に、もう一度、答弁願います。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えします。

補助金の申請につきましては、前年度に概算要望で手を挙げるようになっております。二十三年度の事業費につきましても、まだまだ基本設計の段階でありまして、額を掴んでおりませんでした。それで、おおよその事業費という形で申請、概算で手を挙げた訳です。そして本要望を五月初めのうちにですね、これも未だ実施設計の段階でありましたので、二十三年度事業につきまして、どのくらい出来るのかというふうな形で計算をいたしました。その三割程度だろうと。全体事業の三割程度、見込めば良いんじゃないかという形で補助金の交付申請をした訳です。その時に二十四年度事業につきましても、ある程度の数字を上げてなければいけなかったので、概算でありますけどという形で了解を得て申請した訳です。それで、本当にこうやってある程度、補助金を交付申請する時に本当は説明して、前もつてですね、ある程度こうすれば良いんでしようけど、まだまだ実施設計が出来なくて、詳細も出来ていない状態で、おおよその金額で説明するというのが到底出来なかったもんですから、今日に至っております。それは大変迷惑を掛けました。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） この継続費というのは、前から出て来ておったかも分かりませんが、私初めて聞く費目なので、更にまたお尋ねしますけども、この二十三年度だけを入れて二十四年度を外すということになれば、ここに書いてある「継続費についての当該年度以降の何々云々」とこの調書は提出できないとは思いますが、私とすれば、単年度単年度でやってもらえば一番良かったのかなと思うんですけども、基本的なことを聞きますけども、これ説明したかも分かりませんけども、ここに調書上げる理由をもう一度ちょっと説明していただけますか。

議長（立石隆教） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

継続費に関することですので、財政課としてお答えしたいと思います。

継続費というのは、事業年度が二ヶ年度に跨るような計画的な事業の場合によく使われる手法でございます。一括で入札するものですから、当該年度だけの予算では足りないために二ヶ年度分、予算を議会にお示しして議決をもらうという形のものでございます。

そういうことで、繰越事業の場合は、年度末等に国の予算が付いて当該年度に終わらないために次年度に繰越す場合が繰越事業で、継続事業の場合は、比較的、計画的に事業を行なう場合に、どうしても工期が長く掛かるような大型事業の場合によく使われる手法でございます。

議長（立石隆教） 『継続費』については、集中的に次で行うこととしておりますので、そこで集中的にやってみて下さい。

今は、九款の教育費のことに絞って質疑を願います。勿論、関連しておりますので、関連は構いませんが。

九款・教育費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第十三款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

浦 議員

七番（浦 英明） 歳入について、お尋ねをします。

十七款の繰入金ですね、まちづくり担い手育成基金に百十万円を繰り入れてますけど、この繰り入れの理由をお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

これは歳出で出てきますけども、ふるさと創生事業費のとその就業準備金の百万円と結婚祝金の十万円の百万円でございます。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『継続費』についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

継続費、ここで充分にご審議下さい。

浦 議員

七番（浦 英明） 地方債が合計で六億七千八百七十万あります。これは私、過疎債だけかと思っておったんですけども、先程からの答弁では義務教育債も入っております。これは過疎債と同じ、後年度七〇%交付税措置されるような同じなものだというふうに聞きましたんで、私がちよつと聞き間違いか何か知らんけども、その確認をします。

それとですね、さつきから私も言っております。この地方債は六億七千八百万円ということで非常に多いんですけども、この額によって、この償還する額によってですね、どの位ぐらいの起債制限比率がカウントされるのか、一%であるのか、〇・五%であるのか、分かる範囲内で答弁願います。

議長（立石隆教） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

二十四年度の起債につきましては、未だ過疎債と義務教育債の額についても含めまして、総額についてもそうですけれども、未だ精査しておりませんので、今後、次年度申請時点で県北振興局等とも協議をしながら枠の中で、配分というか、義務教と過疎の割合等は決めていくことになるかと思えます。

それと、もう一点の公債費比率の件につきましては、今、手元に資料がございませんので、後程、お答えしたいと思います。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） この地方債については、県北辺りとお尋ねして今後していくことを言っていましたけども、私が質問した内容は答えられましたかね？例えば、過疎債が七〇%だと、義務教育債も七〇%だというふうに言っておったと思いますけど、それ間違いはないか、確認の意味で質問したんです。

議長（立石隆教） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

議員のおっしゃるように、今回の義務教債につきましては七割、交付税措置をされるということになっております。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） その他について、二千三百万、これは二十四年度で上がっておりますけども、これは答弁された折に基金をここに充当するんだというふうに言われました。それで、二億円程ある基金を積み立てしているのですね、こういった地方債を多くして、その他の財源を少なくする、どちらが得なのか、お尋ねします。

議長（立石隆教） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

一般的には交付税措置がきちんと七割確保されているということと、現在の起債の利率が非常に低いということをお考えますと、起債を借りた方が良くというふうには理解しております。

また、基金の二千三百万につきましては、一応、細々とした備品を購入するものですから、その辺は起債の対象事業となり得ないということもありまして、一応、基金を充当するというふうなつもりで、今は予定しております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

次に、第三表『地方債補正』についてご質疑願います。

浦 議員

七番（浦 英明） 先程、聞けば良かったんですけど、継続費のところですね、起債の方が利率が良いので、そちらの方が良いだろうというふうなことを言われたんですけども、その校舎建設についても、過ぎましてすみませんけども、それからこの地方債追加、変更、廃止について、それらについても何%なのか、利率をお尋ねします。

議長（立石隆教） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

利率につきましては、起債の償還条件等によって若干異なりますので、詳しい資料を今、手元にごさいませんので、後程、

お答えしたいと思います。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

（執行部、一時退席）

（別室にて、自由討議）

―	―
再	休
開	憩
―	―
午	午
後	後
三	一
時	時
十五	五十一
分	分
―	―

（執行部、再度入室）

議長（立石隆教） 再開します。

質疑はありませんか。

最初から全般にわたって構いません。質疑はありませんか。

財政課長

財政課長（中川一也） 先程、保留しておりました、浦議員のご質問にお答えします。

現在の貸付金利でございますが、これも先程、言ったように貸付条件によって変わりますけれども、過疎債であれば〇・九％、義務教債であれば償還期限が長い分ちよつと高くして一・六％でございます。

それと、もう一点、この事業による公債比率、実質公債比率等について、お伺いがありましたけれども、これも起債の借入条件で幅が多分出てくるかと思えますけれども、大体、推測として、この事業による上昇は一％から一・五％の間かというふうに推測しております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四七号、平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第四七号、平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第四七号、平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第四八号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（西 浩三） 議案第四八号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）について、説明をいたします。

今回の補正は、歳入では国民健康保険税の算定の基となる二十二年度の課税所得及び税率の決定による保険税の補正及び繰越額の確定が主なものでございます。

歳出では、後期高齢者支援金の調整と前年度国庫支出金等の精算返還金に係る予算補正が主なものでございまして、予算書一頁、第一条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ四百八十二万九千円を減額し、補正後の予算

総額を歳入歳出それぞれ四億八千百七十七万一千円とするものでございます。

なお、詳細については、担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） それでは、説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次、説明をいたします。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税は、一節・医療給付費分現年課税分二千七百六十四万六千円減額、二節・介護納付金分現年課税分三百五十一万七千円減額、三節・後期高齢者支援金分現年課税分六百四十八万二千円減額、二目・退職被保険者等国民健康保険税は、一節・医療給付費分現年課税分百五十二万五千円減額、二節・介護納付金分現年課税分三十一万九千円増額、三節・後期高齢者支援金分現年課税分百八十五万五千円を減額し、国民健康保険税を七千五百七十四万六千円としております。

今年度の税率につきましては、国保運営協議会の答申を受けて、昨年度と同じで据え置きといたしております。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金を五百三十二万円増額し、療養給付費交付金を一千五百四十七万六千円としております。

第九款・繰入金、二項・基金繰入金、一目・財政調整基金繰入金で一千四百七十七万六千円を増額し、基金繰入金を一千四百七十七万七千円としております。

第十款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金で、前年度繰越金を一千五百七十八万一千円増額し、繰越金を三千五百七十八万二千円としております。

次に、歳出について説明いたします。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費、二目・退職被保険者等療養給付費は、財源の組み替えてございます。同じく四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金で四十二万円増額し、出産育児諸費を百六十八万一千円としております。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金で、今年度は見込がないと考え五十万円減額し、老人保健拠出金を一万五千円としております。

第四款、一項、一目・前期高齢者納付金は三万二千円増額し、前期高齢者納付金を十六万七千円としております。
第五款、一項、一目・後期高齢者支援金で六百八十四万六千円減額し、後期高齢者支援金を五千五百九十四万四千円としております。

第十二款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金、これらはいずれも精算交付申請に係る返還金確定額の計上でございまして、一目・一般被保険者償還金は、前年度療養給付費等国庫支出金返還金で六十六万五千円、同じく、二目・退職被保険者等償還金で、前年度療養給付費交付金返還金を百十五万二千円、五目・特定健康診査・保健指導補助金償還金で、国・県の補助金返還金十萬八千円、六目・出産育児一時金補助金償還金を十四万円をそれぞれ増額計上し、償還金及び還付加算金を二百十二万七千円としております。

以上で内容の説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 一款の健康保険税の中での一目、二目、それぞれ減額になっております。この減額の内容をそれぞれ、お願いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

先程も申し上げましたように、平成二十二年度と税率が変わっておりませんが、平成二十三年度の税率とあと課税所得、そういったものを掛け合わせまして算定した結果が、こういうふうな減額になったというふうな状況でございます。詳細については、資料を持ち合わせておりませんが、今の答弁でよろしいでしょうか？

議長（立石隆教） 伊藤議員、よろしいですか？

九番（伊藤忠之） 資料が手元になれば、いいです。

議長（立石隆教） 財政課長

財政課長（中川一也） 少し予算の組み方のところで、ご説明したいと思いますが、当初予算を組む時に、これだけ集めれば運営が成り立つという架空の税収を当初計上するものですから、実際に集めきれぬ税収と少しかけ離れているというところから、まず最初にあるものから、こういった格好で実際に所得が決まっています、それと実際に集めることが出来るような金額というものを国保運営協議会の中で話し合う中で、この差額が出て来ているということでございます。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第九款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第十款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第三款・老人保健拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第四款・前期高齢者納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第五款・後期高齢者支援金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四八号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四八号、平成二十三年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四九号、平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第四九号、平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）について、ご説明いたします。

このたびの補正は、歳入では緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金及び前年度繰越額の確定が主なものでございます。

歳出では、地域包括支援センターの充実のための臨時職員賃金関係、前年度の国庫支出金及び一般会計繰入金の精算に係る予算補正が主なものでございまして、予算書一頁、第一条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ八百七十九万六千円を増額し、補正後の予算総額を三億八千二百二十七万三千円とするものでございます。

なお、詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） それでは、説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次、説明をいたします。

第一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号被保険者保険料は、前年度までの滞納繰越分の五十九万三千円計上で、介護保険料を四千三百四十五万五千円としております。

第五款・県支出金、三項・県補助金、三目・事業費補助金は、緊急雇用創出事業に係る補助金百二十二万円の計上で、県補助金を二百八十七万四千円としております。

第六款、一項・支払基金交付金、二目・地域支援事業支援交付金は、前年度分の精算交付分二十一万七千円計上で、支払基金交付金を一億七百九十一万五千円いたしました。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、四目・その他一般会計繰入金は百六十万六千円減額し、一般会計繰入金を五十八万六千九百円としております。同二項・基金繰入金、二目・介護保険給付費準備基金繰入金十九万三千円増額、三目・介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金を一千円増額し、基金繰入金を三百七十二万六千円にしております。

第十二款、一項・繰越金、一目・前年度繰越金は、決算の確定に伴い八百七十七万八千円を増額し、繰越金を九百七十七万八千円としております。

次に、歳出について説明いたします。

第五款・地域支援事業費、一項、一目・介護予防事業費は三十二万一千円減額し、介護予防事業費を五百七十五万八千円といたしました。同じく二項・包括的支援事業・任意事業費、一目・包括的支援事業は、地域包括支援センターで臨時雇用しております保健師の賃金等の増額と補助事業の調整として六十二万九千円を増額、六目・介護予防サービス計画費を五十万一千円減額し、包括的支援事業・任意事業費を九百四十一万九千円といたしました。

第七款・諸支出金、一項、一目・償還金は、前年度分の介護保険給付費負担金精算に係る返還金三百七万五千円を増額し、償還金を三百七万六千円といたしました。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金は、前年度分の一般会計負担金の精算繰り戻しとして、五百九十一万四千円を計上し、繰出金を五百九十一万五千円としております。

以上で、内容の説明を終わります。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・保 険 料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第六款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第七款・繰 入 金

浦 議員

七番（浦 英明） 二項、三目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、これを一千円補正しておりますけども、これは二十三年度で確か終わるといふうなことを聞いておったんですけど、この補正された理由をお尋ねします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この一千円の予算計上につきましては、平成二十二年度までに余った七百円ちよつとぐらいの分に関する利息でありまして、その分を平成二十三年度積み上げて、平成二十四年度に精算を行ないたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第十二款・繰 越 金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第五款・地域支援事業費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第七款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四九号、平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四九号、平成二十三年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五一号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第五一号、小値賀町教育委員会委員の任命の同意について、ご説明をいたします。

今回、横山英示委員が九月三十日をもって任期満了になります。私としては、もう一期、四年間の延長をお願いしたのでございますが、家庭の事情で、固辞されました。家庭の事情とあれば、やむを得ないと考え、慎重に人選を進めてまいりまして、今回、浦幸一郎氏にお願いすることといたしました。

浦幸一郎氏は、十年間にわたり斑小学校校長、小値賀小学校校長を努められ、皆様ご承知のとおり、人柄は大変まじめで温厚な方で、教育のスペシャリストで教育委員として適任者だと思っておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

なお、任期は平成二十三年十月一日から平成二十七年九月三十日までとなります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますよう、お願いいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって討論を省略いたします。

これから、議案第五一号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。
お諮りします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五一号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第十、議案第五二号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第五二号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、ご説明いたします。

平田信彦氏は、皆様ご承知のとおり、小値賀町役場勤務時代には税務行政に長く携わり、税務課長も経験されておられ、現在、ご壮健にて浜津郷で農業を営まれております。

固定資産に関する事務にも精通されており、評価審査委員会委員に再度選任したいと思っておりますので、地方税法第四百二十三条第三項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

なお、任期は平成二十三年十月一日から平成二十六年九月三十日までとなります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思えますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思えますが、これにご異

議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって討論を省略いたします。

これから、議案第五二号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。
お諮りします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五二号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第十一、発議第一号、教育予算を充実し、三十人以下学級の実現を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

宮崎良保議員

三番（宮崎良保） 発議第一号、教育予算を充実し、三十人以下学級の実現を求める意見書案について、提案者を代表しまして、提案理由及びその概要をご説明申し上げます。

子どもたちの義務教育は、憲法の「教育の機会均等」と「義務教育無償の原則」に基づき、子どもたち一人ひとりに国民として必要な基礎的資質を培い、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っています。未来を担う子どもたちに豊かな教育を保障することは、国の社会基盤形成の根幹となるものです。また、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等等の確保は国の責務でもあります。

しかし、平成十八年度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国庫負担率は二分の一から三分の一に引き下げられました。また、地方分権改革推進委員会は平成二十一年十一月九日に、「第四次勧告」を発表し、地方分権改革推進計画の早期策定を政府に求めたところですが、この勧告では国庫負担金の一括交付金化に関わり、「社会

保障や義務教育関係を除く」とされています。国は、地域主権戦略会議を立ち上げ、都道府県から基礎自治体へ権限移譲について検討し、「国の義務づけ・枠づけ」についても検討される予定と聞いています。現在、義務教育費国庫負担金が減額された分は地方交付税で措置されていますが、一括交付金化を見越した地方交付税の増額であり、義務教育にとって恒久的に安定した財源とは言えず、全国的な教育水準を確保し、安定した地方財政を構築するためには、義務教育費国庫負担率を二分の一に還元すべきと考えます。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちに最善の教育環境を提供していくことは社会的な使命であります。

よって、国におかれては、次の事項について実現されるよう要望いたします。

- 一、三十人以下学級をすすめ、長期的展望に立つて学校現場に必要な教職員の人員を拡充すること。
- 二、義務教育費国庫負担制度については制度を堅持して、国の負担を二分の一に還元すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見を提出いたします。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

九番（伊藤忠之） 私は、教育予算を充実し、三十人以下学級の実現を求める意見書案に賛成する者であります。

伊藤忠之議員

義務教育費国庫負担制度は、「教育の機会均等」及び「義務教育無償の原則」として、全国のどこで学んでも子どもたちが等しく教育を受けることができるようにすると共に、自治体間における教育水準に格差を生じさせないようにするための制度であります。

国による教育分野の最低保障というべきものであり、地方分権の推進を阻害するものではなく、全ての国民に対して適切な規模及び内容の義務教育を保障することは、国の重要な責務であります。

県市町とも財政の厳しい中、全国的な教育水準を確保しつつ、教育予算は未来の先行投資であり、子どもたちに最善の教育環境を提供していくことは社会的な使命であります。

よって、私は、請願事項である、三十人以下学級をすすめ、長期的展望に立って学校現場に必要な教職員の人員を拡充すると共に、また義務教育費国庫負担制度については制度を堅持し、国の負担を二分の一に還元することの意見書案に賛成をする者であります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第一号、教育予算を充実し、三十人以下学級の実現を求める意見書案を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第一号、教育予算を充実し、三十人以下学級の実現を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。
お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第十二、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会委員長

総務文教厚生常任委員会委員長(宮崎良保) 五月二日の初議会により構成されました本委員会は、現在までの総務文教厚生事業を事務所管とする調査及び審査協議等の概要を報告します。

新しいメンバーとなり、第一回委員会を五月二十日に、常任委員会の概要並びに意義及び委員会の設置等から本委員会の所管事務を確認しました。

次に各事務所管の説明等を実施し、今後の委員会の運営に対し、その対応策を協議しました。

次に第二回開催を七月七日に開催し、本委員会の調査を次のとおり決定しました。

一、 福祉事務所の設置について

二、 中学校校舎跡地の活用について

三、 世界遺産登録を前に本町の自然環境保護を考える条例の検討

その他、本委員会の事務所管に対する問題について真剣に取組んでいくことを確認しました。
小値賀町における福祉事務所設置について報告をいたします。

この案件については、本年一月の全協の中で説明はしているものの、議員の選挙が四月にある予定であったので、その後に検討することになっておりましたが、新たに行政側より、経緯として県との調整の状況、長島町視察の状況、視察をしての町として考えたメリット、デメリット等の報告をして頂きましたが、詳細につきましては全員協議会等で説明済みですので省略いたします。本委員会での会議の詳細は、今後更に研修等も含め、早急な調査と検討をなし、改めて報告するものと

し、今回は省略させていただきます。

次に、中学校校舎跡地の利活用について報告いたします。

小中学校校舎の建設を進めておりますが、完成後の中学校の校舎について、解体以外の利活用の方法がないか検討したいとの要望があり、本委員会として調査検討に入りました。

その内容としては次のとおりです。

- 一、高齢者専用賃貸住宅への利用
- 二、診療所の建設
- 三、農産物の加工場としての活用
- 四、体験交流館及びセミナーハウスとしての活用
- 五、畜産用の米を利用したサイレージ、WCS（ホールクroppサイレージ）の保管倉庫として活用できないか等の意見が出ました。

高齢者専用賃貸住宅への検討や診療所にどうかという意見につきましては、高齢者であることを理由にアパートの家主はあまり部屋を貸したがない傾向があり、また、単に高齢者に対して住居を提供するというだけで、原則介護や食事といったサービスは行なっていないことから、計画立案をなし、解体しか考えていない文科省に提案できないかとの意見がありました。この件については、全協で「人口三千五百人を十年でやる」といった話でも老人をここに引っ張って来るのは、人口の増加策として活用できる発想としてあるのではないかという意見もありました。しかし、改造費が、バリアフリーとかエレベーターの設置とか多額に掛かることから、補助金の有無が必須条件となることから、今後調査検討する必要があるとの認識で一致しました。

また、セミナーハウスに対する案や農産物加工場に対する案にしても、結論としては斑の学校跡地が運動場も利用できるため好ましいとの結論に達しました。

また、WCS（ホールクroppサイレージ）という農業、特に畜産業のサイレージ使用として、国が農家戸別補償制度の中で、特に遊休農地解消と伴った事業として進めている、米の種実を完熟する前に収穫しサイレージ化した肥料のことであり、年一回しか収穫しない水稻の稲を利用した場合、一年分の飼料の保管が必要であり、その保管倉庫として利用できない

かとの意見です。このような意見も含めて、今後調査検討してまいります。

自然環境保護条例の設置に関する検討について、報告いたします。

近年観光事業の普及及び世界遺産登録に伴い、観光客の増加が予想される中、野崎集落の廃村による、野崎港へのヨット等や遊漁船や漁船の休憩地としての利用が増加し、無断で廃村へ立ち入ったり、火を使った食事を用意することによる火災の危険性、また、野生鹿への餌やりにより、鹿の警戒心が薄れ、一般観光客への危険度が増し、人命等への危険性が増してきております。このような状態を回避するため、ある程度の制約をする条例の必要性が出てまいりました。このことにより、野崎島の環境を守るための自然保護条例を設置し、将来へ残す自然環境の保護をなした安心した観光事業への展開をしながらはなりません。また、将来には、自然環境保護のための目的税の設置や小値賀島全島の自然環境保護条例への展開も図らなくてはならないと思っております。この案件については、条例設置のノウハウが少ないことから、その問題点や目的税の徴収方法、金額はどれくらいか等の意見が出ました。

現在、『おぢかアイランドツーリズム協会』において、『野崎島学塾村』の入村料金から学塾村の経営が黒字化になると、小値賀町へ入村料の一部を寄附する。」という規定がありますが、現在、学塾村の改築やキッチンの新築等による備品等の購入の必要性があり、現実的には不可能な状態であります。しかし、昨年、三千七百名程度の観光客が修学旅行等の増加により、本年度は八千名程度になると試算されており、一人五百円から一千円前後の目的税を徴収することにより、野崎島の自然環境を維持する経費を小値賀町に頼らず実施できると思われます。といった意見が出ました。このように目的税の必要性は感じながらも、保護条例設置を前提として国への認可が要ることから、自然環境保護条例の策定方法等を調査することになり、今後、設置に向けて進めることを全委員の賛同により確認をいたしました。

次回の委員会では、野崎島の現状を把握するため、委員全員で現状の把握のため野崎島へ調査することになったことを確認し、閉会をいたしました。

以上、本委員会としては、近々の問題への対応や将来の小値賀町に残すべき自然環境等の方策を今後も尚一層、継続調査していくことを確認し、本日の委員会報告といたします。

議長（立石隆教） 以上で報告を終わります。

日程第十三、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会委員長（土川重佳） 産業建設常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

今年四月の統一選挙により議会改選が行なわれ、五月二日、各常任委員会の構成が決定いたしました。そこで、本委員会でも今後の委員会活動の方向付けを行なうため、担当課長から事業事務等についての説明をいただき、その後、本委員会の今後の活動について各委員の皆さんと意見を重ねました。

本委員会としては、説明を受けた懸案事項、突発的に起きる諸問題についても、今後も正確な情報収集を行い、迅速に対応いたし、委員会活動を継続的に行なうことを確認いたしました。

その中で、まず本町の基幹産業である漁業問題について調査することにいたしました。去る九月十六日、平成十七年度に開始された離島漁業再生支援交付金事業について、担当課長並びに担当職員の出席のもと、漁業集落組織の代表者である会長及び副会長、漁協事務職員を招聘し、これまでのこの事業の実績について詳細説明をしていただきました。その内容には、事業効果が顕著に見られるもの、また現状を取り巻く漁場環境で苦慮している諸問題等、様々な現状があり、各委員も改めてこの事業の重要性を認識いたしました。

具体的には、事業の中でも、密漁船の監視事業について一定の効果が上がっているとの報告を受けました。本町水産業の要でもあった、アワビ漁の近年の激減は生産者の収入源の根幹を揺るがし、漁協水揚高の大きな下落にも繋がっていることは、町民誰しもが承知の事実であります。以前は、このアワビ漁の密漁に大変苦慮していましたが、離島漁業再生支援交付金事業を活用し、密漁対策の面では効果が出ている旨、漁協事務担当より報告を受けました。ただ、残念なことは、最近魚の密漁が見られるようになり、自分達の手ではどうしようもないとの生産者からの貴重なご意見を拝聴し、これも水産業の減退に繋がっていることを再認識いたしました。小値賀海域の密漁船の取り締まりは、本町の水産業従事者にとっては切実な問題であり、本委員会としても密漁対策事業の継続の必要性を確認いたしました。

また、事業の中で、カサゴの稚魚放流事業については、顕著に効果が表れている旨の報告を受けました。カサゴ漁は近海での漁となり、燃料の消費も少なく高齢者の生産者にとっても従事できる、負の面が少ない漁であることから、今後この事業の効果に期待したいと思っております。

この離島漁業再生支援交付金事業は、従来の水産関係事業と違い、ソフト面に重点を置いた事業であり、集落の取組みを
下支えするためにも必要な経費を支援するものであることから、生産力向上の取り組み、漁業環境整備、流通体制の工夫等、
様々なものが考えられます。取り組み方によつては、将来に向けた新しい展開が図れる可能性が出てきますし、有効な活用
を期待したいものです。

特に十数年前から小値賀の海域から激減した藻場については、この事業を活用し、造成、復興の糸口を見出して欲しいも
のです。

最後に、本委員会としては、改めて沿岸漁業の大切さを再認識し、藻場の造成、復興に、本町の水産業の復活の道がある
と委員全員、意見が一致いたしました。今後とも、小値賀町の基幹産業である水産業の復活に向けて取り組んでいく所存で
す。

以上で、本定例会までの産業建設常任委員会の所管事務調査について、報告を終わります。

議長（立石隆教） 以上で報告を終わります。

日程第十四、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によつて、お手元に配りました委員会の特定事件調査事
項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十五、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によつて、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項に

ついて閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十六、広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十七、議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。これで、平成二十三年小値賀町議会第三回定例会を閉会いたします。

― 午後 四時 五分 閉会 ―